

日金厚基発第61号
平成22年4月16日

事業主 各位
加入員 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金
理事長 船 見 正

免除保険料率の特例措置の適用について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月16日付厚生労働省発年0316第6号をもって厚生労働大臣から、標記の通知がありました。（裏面参照）

つきましては、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の3第6項及び第7項の規定に基づき、下記のとおり、事業主及び加入員の皆様にお知らせいたします。

記

1. 免除保険料率の特例措置の適用の前提

(1) 厚生年金保険本体の予定利率 … 年3.2%から年4.1%に引上げ

(2) 特例措置 … 予定利率の引上げに伴い、免除保険料率の急激な低下による基金の財政基盤への悪影響を回避するため、現行の代行保険料率と新基準の代行保険料率と丈比べし、高い方の料率を端数処理のうえ、免除保険料率として暫定的に適用するもの。

(3) 計算基準日 … 平成21年3月31日（平成20年度末・財政再計算期）

2. 新代行保険料率 … 1,000分の37.1

（現行）1,000分の37.1 > （新基準）1,000分の31.2

3. 新免除保険料率 … 1,000分の37（従前どおり変わりません。）

免除保険料率 = 新代行保険料率の小数点第1位を四捨五入

《参考》免除保険料率とは、政府（日本年金機構に委任）が行う厚生年金保険の給付の内、報酬比例部分を基金が政府に代わって給付（代行部分の給付）するため、その部分について年金事務所への保険料納入が免除され、その代わりに基金に掛金として納入していただく保険料率のことです。

なお、免除保険料率は、基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更や5年毎に行われる基金の財政再計算における加入員データ等に基づき代行保険料率を算定し、その小数点第1位の端数を四捨五入したものです。

4. 適用期間

平成22年4月1日から厚生年金保険の本体の見直しの時期まで

※ 平成22年4月分（平成22年5月納入告知分）からの適用となります。

免除保険料率決定通知書

日本金属プレス工業厚生年金基金理事長 殿

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第81条の3第1項の規定に基づき、日本金属プレス工業厚生年金基金(東基第670号)の平成22年4月からの免除保険料率を千分の37と決定したので通知する。

平成22年3月16日

厚生労働大臣

長 妻

